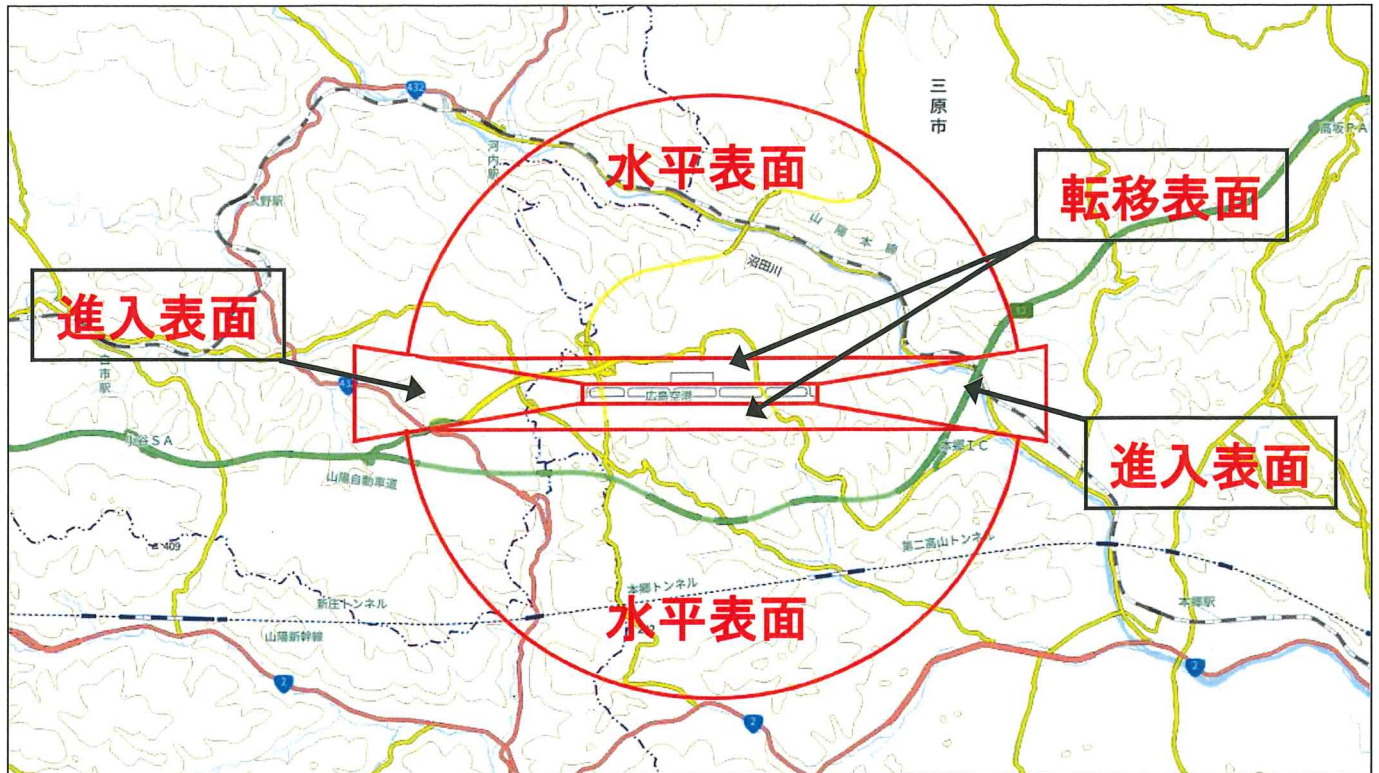


広島空港周辺における高さ制限について

広島空港の制限表面区域図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)

※上図は、地理院地図（国土地理院）をもとに広島国際空港(株)作成

広島空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(上の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限(進入表面・轉移表面・水平表面)を設けています。(法律:航空法第49条)

この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件を設置することは法律で原則禁止されています。広島空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上の「[広島空港高さ制限回答システム](#)」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機、ドローン等も該当します。
航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

【広島空港高さ制限回答システム】

<https://secure.kix-ap.ne.jp/hiroshima-airport>

【お問合せ窓口】

広島国際空港株式会社 TEL:0848-60-8108(平日 9:00~12:00 及び 13:00~17:00)